

制 定 年 月 日 平成27年 1月 5日	定 款	基 本 規 程
主 管 部 門 管 理 部		A — 1

目 次

第1章	総 則	1
	第1条 商 号	1
	第2条 目 的	1
	第3条 本店の所在地	1
	第4条 機 関	1
	第5条 公告方法	1
第2章	株 式	1
	第6条 発行可能株式総数	1
	第7条 自己の株式の取得	1
	第8条 単元株式数	2
	第9条 単元未満株式についての権利	2
	第10条 株式取扱規程	2
	第11条 株主名簿管理人	2
第3章	株主総会	2
	第12条 招 集	2
	第13条 定時株主総会の基準日	2
	第14条 招集者及び議長	2
	第15条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供	2
	第16条 決 議	3
	第17条 議決権の代理行使	3
第4章	取締役及び取締役会	3
	第18条 員 数	3
	第19条 選 任	3
	第20条 解任方法	3
	第21条 任 期	3
	第22条 招集者及び議長	3
	第23条 招集通知	3
	第24条 決 議	3
	第25条 決議の省略	4
	第26条 代表取締役及び役付取締役	4
	第27条 取締役会規程	4
	第28条 取締役の報酬等	4
	第29条 社外取締役との責任限定契約	4

第5章	監査役及び監査役会	4
	第30条 員 数	4
	第31条 選 任	4
	第32条 任 期	4
	第33条 常勤の監査役	4
	第34条 招集通知	4
	第35条 決 議	5
	第36条 監査役会規程	5
	第37条 監査役の報酬等	5
	第38条 社外監査役との責任限定契約	5
第6章	会計監査人	5
	第39条 会計監査人の選任方法	5
	第40条 任 期	5
	第41条 報酬等	5
第7章	計 算	5
	第42条 事業年度	5
	第43条 期末配当の基準日	5
	第44条 中間配当	5
	第45条 除斥期間	6

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、高橋カーテンウォール工業株式会社と称し、英文ではTAKAHASHI CURTAIN WALL CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築土木資材の製造及び販売
- (2) 土木建築請負業
- (3) 不動産の賃貸並びに管理及び仲介業務
- (4) 不動産の売買並びに仲介業務及びコンサルティング
- (5) 建築工事の企画、設計、監理及びコンサルティング
- (6) LED（発光ダイオード）照明の販売及び工事
- (7) LED（発光ダイオード）の看板の販売及び工事
- (8) セラミックス溶射製品の販売
- (9) 環境・省エネルギー機器の販売
- (10) 建材・金物・工具類の販売及び輸出入業
- (11) 建築外装材、建築内装材、その他の建築資材の販売及び輸出入業
- (12) 損害保険代理業及び生命保険募集業
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3,650万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選 任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第21条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(招集者及び議長)

第22条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決 議)

第24条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 当社の取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）については、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第31条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第34条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決 議)

第35条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第43条 当会社の剰余金期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当会社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。